

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会設置要綱

1. 目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）附則第5条において、同法の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていることを踏まえ、特措法の施行状況の検討を行うため、「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 特措法の施行状況に係る事項
- (2) その他特措法の施行に当たり必要となる事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、環境省水・大気環境局長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が、検討事項に係る学識経験者（別紙（略））の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (6) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

4. 事務

検討会の事務は、環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室及び廃棄物・リサイクル対策部企画課において行う。

5. その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができます。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。